

○湯河原町真鶴町衛生組合職員の職の設置等に関する規則

平成27年 3 月31日

規則第 2 号

改正 令和元年 6 月21日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、湯河原町真鶴町衛生組合職員定数条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第 4 号）に定める職員の種類及び職の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職の設置及び職務)

第 2 条 美化センターに所長、課に課長、担当課長、副課長、主幹、係長、主査、主任及び班長を置き、それぞれ職員をもって充てる。

2 所長は、上司の命を受け、美化センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 担当課長は、上司の命を受け、特定事務を掌理し、職員を指揮監督する。

5 副課長は、上司の命を受け、課長を補佐し、課の事務を調整するとともに、課の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

6 主幹は、上司の命を受け、直属の上司を補佐し、特定事務を処理するとともに、職員を指揮監督する。

7 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、係員を指揮監督する。

8 主査は、上司の命を受け、直属の上司を補佐し、分掌事務を処理する。

9 主任は、上司の命を受け、分掌事務を処理し、上司を補佐する。

10 班長は、上司の命を受け、所属職員を指揮して分掌事務を処理する。

第 3 条 前条に規定する職のほか、主任主事、主事、主事補、自動車運転員、清掃業務員、庁務員、機械操作員及び自動車運転補助員を置き、それぞれ職員をもって充てる。

第 4 条 臨時的の事務又は技術業務が発生した場合は次の職を置くことができる。

(1) 嘱託員

(2) 臨時事務員、臨時技術員

2 前項第 1 号の職にある者は、上司の命を受け、特定の事務又は技術に従事する。

3 第 1 項第 2 号の職にある者は、上司の命を受け、事務若しくは技術の補助又は技能労務に従事する。

(法令に基づく職名の併用)

第 5 条 職に関し、法令その他特別の定めがあるもので特に必要があると認める場合は、その職名をあわせて用いることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(湯河原町真鶴町衛生組合職員の職の設置等に関する規則の廃止)

2 湯河原町真鶴町衛生組合職員の職の設置等に関する規則（昭和52年湯河原町

真鶴町衛生組合規則第 2 号) は、廃止する。

附 則 (令和元年 6 月 21 日規則第 1 号)
この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。